

グローバル・ガバナンス学会 ニュース・レター 第 11 号

Japan Association of Global Governance News Letter No. 11

2022-3-27

ニュース・レター 第 11 号大幅遅延のお詫び

ニュース・レター第 11 号は 2019 年 5 月 11-12 日に神戸大学で開催された第 12 回研究大会の報告を中心にしております。本来ならば研究大会後できるだけ早い時期に発行すべきところ、大幅に遅延した原稿があったこと、さらに担当理事の本務校役職の関係で原稿の督促などが滞った上に、パソコン買い替え時のデータ移行の際の何らかの技術的原因によりファイルの破損が生じ、作業を最初からやり直したことにより、発行が大会から 3 年近くなった今日になってしまいました。会員の皆様、特に第 12 回研究大会で登壇された皆様、司会を務められ報告を寄稿された皆様に深くお詫び申し上げます。

なお、登壇者の皆様のご所属や肩書きは第 12 回研究大会時点や各記事で紹介されているイベントのもので、現在は異動されている方もいらっしゃることをご了解ください。

(第 4 期 ニュース・レター担当理事 高柳彰夫)

第 12 回研究大会報告

(神戸大学 2019 年 5 月 11 日 (土) ~12 日 (日))

部会 1 自由論題 1

- ・ 司会：玉井雅隆（東北公益文科大学）
- ・ 報告：戸所弘光（慶應義塾大学・院） 「国際海底ケーブルの運営秩序の形成」
- ・ 討論：山本達也（清泉女子大学）
- ・ 報告：清嶋友喜（立命館大学・院） 「紛争下の内政問題」の米国内での主要争点化とエスニック・ネットワーク —コソボ解放軍(KLA)と米国内アルバニア系団体の連携に着目して」
- ・ 討論：玉井雅隆（東北公益文科大学）

本自由論題部会は、二名の報告者の報告がなされた。まず一名は戸所弘光会員（慶應義塾大学・院）であり、「国際海底ケーブルの運営秩序の形成」として国際海底ケーブルに関する秩序形成過程に関して報告がなされた。本報告の概要としては、海底ケーブルはインターネットをはじめとする通信サービスはこの海底ケーブルを介して提供されている、今日の情報通信を影で支える重要な社会インフラである。1866年に初めて大西洋横断ケーブルの持続的運用が成功してから、その重要性に鑑み、1884年に海底ケーブル保護条約が結ばれた。加盟国は日本を含む40か国にとどまっている。一方、それぞれの海域における海底ケーブル敷設の権利に関しては明文化された。では、敷設の自由のもとで、海底ケーブルは民間企業が無秩序に敷設してよいものなのか。他の海底面利用者との調整も出てくる。その海底ケーブルの敷設・保護の基本的ルールを17の勧告にまとめているのが、ICPC(国際ケーブル保護委員会)である。ICPCは1957年に創立され、現在60か国以上、約170団体が参加している海底ケーブルの業界団体である。本報告では、ICPCがこれまで海底ケーブル秩序に果たしてきた役割、勧告の実地への応用を、グローバルガバナンスの実践例の一つと捉えて報告するとともに、今後必要となる課題について検討されていた。

また、もう一つの報告は清嶋友喜会員の（立命館大学・院）「紛争下の内政問題」の米国内での主要争点化とエスニック・ネットワーク—コソボ解放軍(KLA)と米国内アルバニア系団体の連携に着目して—の報告である。当該報告では、紛争当事国の内政問題が米国内で主要な争点として浮上する要因を探り、その過程における非国家主体(非武装・武装)、国家、国際組織の相互作用を明らかにする。これまで、争点化に関する議論では、規範起業家としての非国家主体の役割に着目し、それらが国家の政策決定に如何なる影響を及ぼすかという点について、関心が注がれてきた。この「非武装の」非国家主体の規範形成能力に着目した、ケック及びシキンク(1998)による「トランスナショナル・アドボカシー・ネットワーク

(Trans-national Advocacy Network: TAN)」の研究は、越境横断的な非国家主体間のネットワークによる国家内での争点化に向けた活動を「ブーメラン・パターン」として定式化することで、国際的な現象における非国家主体の役割を浮き彫りにした。しかしながら、激しく大国間の利害が絡み合う地域紛争において、そこでの内政問題を主要な争点として浮かび上がらせ、国家に行動を促すことは容易ではない。本報告では、コソボ紛争を事例に、紛争当事国の内政問題が米国において争点として浮上する要因について考察するものであった。

本報告に対し、それぞれ山本達也会員（清泉女子大学）、玉井雅隆会員（東北公益文科大学）から討議がなされ、また会場からも活発な質疑が出された。それに対して二名の報告者からはそれぞれ精緻な回答がなされ、充実した部会となった。

（文責：玉井雅隆）

部会2 自由論題2

司会：武田健（東海大学）

- ・ 報告：藤木剛康（和歌山大学）「マーシャル・プランと一帯一路：アクターとガバナンスの観点から」
- ・ 討論：武田健（東海大学）
- ・ 報告：井原伸浩（名古屋大学）「福田ドクトリン第一原則の再検討」
- ・ 討論：若月秀和（北海学園大学）

本部会では、まず、藤木剛康会員（和歌山大学）が「マーシャル・プランと一帯一路：アクターとガバナンスの観点から」と題する報告を行った。援助する大国が国際秩序の形成を目指す点に共通性を見出すことができるマーシャル・プランと一帯一路であるが、両プログラムはそれぞれどのようなガバナンスを追求し、両者の間にどのような違いがあるのかが重要な問いとしてある。そこで報告者の藤木会員は、自由主義的なルールに基づくガバナンス・モデルと中国的ガバナンスの3つのモデル（権威主義的、関係的、専制国家的）を整理しつつ提示し、それぞれのガバナンス概念がマーシャル・プランと一帯一路のそれぞれにどの程度、適用しうるのかを分析することを通じて、その違いを浮き彫りにした。討論者の武田健会員（東海大学）は、欧州にも事業の手を広げる一帯一路は、自由な国際秩序を危機にさらすのではないかと一般に言われることがあるが、逆に、EUの強固な法的枠組みの中で、中国側がリベラル型の法やルールを受け入れていく可能性もあるのではないかと指摘がなされた。

次に、井原信浩会員（名古屋大学）が「福田ドクトリン第一原則の再検討」という論題による報告を行った。福田ドクトリンは、発表から40年以上経過した現在においても、しばしば言及され、様々な角度からも研究がされてきている。しかし、ドクトリン第一原則の「日本は軍事大国にならない」という項目について、福田赳夫に焦点を当ててその生

成過程を詳細に分析することはなされてこなかった。報告者の井原会員はそこに着目して、佐藤政権下での蔵相・外相時代以来の福田の外交理念—「平和大国」外交を推進し、「世界から尊敬される日本」を目指す理念—が結実したものが、福田ドクトリンであると論証する。あわせて、福田が改憲や平和主義に関して「タカ派」とまではいいがたい点や、ドクトリン発表を通じて、日本に対するアジア諸国の警戒心を解きつつ、日本外交の受動的・消極的性格の転換を試みたとも主張する。討論者の若月秀和会員（北海学園大学）は、本報告に関して、福田を定点とすることで、戦後保守政治の変容がよりクリアに解明できると評価し、その上で福田の理念の淵源が、佐藤政権時以前、すなわち、軍事費膨張圧力に対応した戦前の大蔵官僚としての体験や、改憲を掲げるも国民世論から受容されなかった政治の師・岸信介の経験に根差すのではとの指摘を行った。

討論者からのコメントに引き続き、フロアも交えた活発な質疑応答がなされ、大いに充実し、活況を帯びた部会であった。

（文責：若月秀和・武田健）

部会3 東アジアの安全保障ガバナンス—沖縄、日米安保、「歴史認識」からの考察

- ・ 報告：野添文彬（沖縄国際大学）「沖縄の基地問題から見た東アジア国際秩序—歴史的考察」
- ・ 報告：山本章子（琉球大学）「朝鮮有事をめぐる日本の日米安保上の関心—歴史的視点から」
- ・ 報告：鄭敬娥（大分大学）題：「『正しい歴史』をめぐる日韓対立とその共有可能性の模索—歴史問題の「グローバル化」と東アジア秩序」
- ・ 討論：三牧聖子（高崎経済大学）
- ・ 司会兼討論：菅英輝（京都外国語大学）

野添会員は、戦後東アジア国際秩序を沖縄の指導者がどのように認識してきたか、またそれに対抗するためにどのような構想を提示してきたかを冷戦期まで遡って実証的に検討した。米国主導の国際秩序の矛盾が集約された場所である沖縄は、既存の秩序に代わって、東アジアとの連帯、協力と交流の拡大に活路を見出そうとし、日本とアジアとの結節点としての役割を模索し続けてきたと論じた。

山本会員は、朝鮮有事をめぐる日米両国の関心と争点を歴史的に整理し、安保「再定義」が推し進められた1990年代に日米同盟が質的に変化したか否かを詳細に検証した。沖縄返還交渉の時期までは、朝鮮半島有事の際の事前協議制の適用の是非に論点が置かれてきたが、第一次朝鮮半島核危機を契機に有事法制の不備に対処すべく日米安保の実効性を高める協議が行われ、米政府は嘉手納空軍基地と普天間飛行場の基地機能強化を目指したが、この間の日米協議において、日本側は米国の朝鮮半島有事作戦計画を知らされず、また脅威認

識も共有されないなか、90年代半ばに日米間で戦略の共有があったとは言えないと論じた。

鄭会員は、「歴史認識問題」はいまや、日韓関係において独自の位置を占め、両国関係に及ぼす影響という点で、安保や経済に匹敵する重要性を占めるようになってきているとの認識の下に、「慰安婦」問題を事例に、和解の可能性を探る報告を行い、この問題が、戦時下の「性暴力」や女性の人権問題を重視する国際的な潮流の中で論じられるようになったことで、慰安婦問題を植民地の支配・被支配下で生じた民族差別と捉える挺対協の運動が限界を露呈するようになってきているとし、日韓双方とも、家父長制という社会構造の問題や女性の人権問題として捉えなおし、被害者個人の赦し、救済、補償という原点に立ち返って歴史和解を目指すべきだと論じた。

以上の報告に対して、菅は野添報告に対して、(1) 沖縄の保守と革新の間には違いはあるが、「オール沖縄」に見られるように、安保・基地反対から安保容認、基地負担軽減へと要求内容が後退してきたように見えるが、その理由は何か、(2) 沖縄がアジアとの連帯に活路見出そうとするなら、日米同盟の相対化が必要だと思うが、それをどう実現するかを問うた。野添会員は、(1) については、沖縄のスタンスが後退している理由として、世代交代や北朝鮮核問題による半島の緊張が背景にある、(2) については、樋口レポートの多国間協調や鳩山内閣の東アジア共同体のような地域協力の枠組みが必要だとしながらも、沖縄が主体的にイニシアティブをとることには限界もあると回答した。

山本報告については、(1) 96年の日米安保共同宣言で、中国については日米双方で脅威認識を共有できなかったという報告に対して、脅威認識の共有はあったとは考えられないか、(2) 朝鮮半島有事作戦計画 OPLAN5027-94 は、交渉時日本側に知らされていなかったといわれたが、どの時点でその内容を知ることになったのかと質問した。山本会員は、(1) 当時、日本政府内にも日米間でも中国の脅威認識をめぐっては見解の相違があったと再確認し、(2) OPLAN5027-94 の内容は、その後も日本政府は正式に知らされておらず、情報はネットで公開されているにすぎない、と述べた。

次に、三牧会員が鄭報告に対してコメントを行った。三牧会員は、安保の専門家が歴史問題に関心を示し始めているが、政府による歴史問題の管理という立場にとどまっていると指摘したうえで、(1) 歴史問題は外交・安保とは切り離して考えるべきではないか、(2) 正義を掲げる市民運動は和解の阻害要因となっている面もあり、再考すべき点もあるのではないか、(3) アジア女性基金をどう評価しているか、(4) 歴史問題の「解決」という呪縛からの解放が必要で、相手に耳を傾ける必要があるのではないかと問うた。鄭会員は、(1) 東アジアの地域安保の中で歴史問題を論じるべきであるとし、(2)(3) に関しては、国内レベルの議論にとどまって、国境を越えられなかったのではないかと、(4) 「解決」ではなく、プロセスとして捉えるべきだと回答した。

(文責： 菅 英輝)

部会4 グローバル・ガバナンスに挑むアフリカ諸国の課題と展望

- ・ 報告：藤井広重（宇都宮大学）
 - 「国際刑事裁判所への協力をめぐるケニアの試み」
- ・ 報告：小林綾子（上智大学）
- ・ 「平和構築 20 時代における政治力学：紛争当事者の国際・国内関係」
- ・ 報告：中村長史（東京大学）
- ・ 「世界の警察官なき時代の紛争対応—秩序をつくるアフリカの可能性」
- ・ 討論：遠藤貢（東京大学）
- ・ 司会：庄司真理子（敬愛大学）

同部会は、報告者として3名の新進気鋭の研究者と、討論者としてアフリカ研究では第一人者の東京大学教授、遠藤貢氏をお迎えしてのセッションであった。

まず、本部会を企画した藤井広重会員は、アフリカが国際刑事裁判所（ICC）による法の執行を巧みに逃れている点に着目し、ICCの規範やルールが遵守される、もしくはされない過程や状態を分析するため、秩序をめぐる議論を射程に捉えるグローバル・ガバナンス論からのアプローチを試みた。取り上げたケニアの事例にて、ICCへの協力をめぐりアフリカの内と外とで様々な政治動学が生み出されてきたことを明らかにし、ICCの枠組みに締約国会議の場を通して挑戦するケニアの姿を実証的に考察した。討論者の遠藤貢会員からは、ICC検察局の制度的な課題について指摘があり、フロアからは、アフリカが締約国会議で主導権を握るための条件についての質問があった。

小林綾子会員は、グローバル・ガバナンスにおいて、従来は客体として語られがちであったアフリカが、グローバル・ガバナンスに影響を与える主体であるという見方を検討するのが部会の目的であった。本発表では、紛争当事者から見た国際人道援助を論じることを主眼に、紛争当事者である反乱軍及び政府のタイプを分けることにより、人道アクセスの成否を予測することを試みた。討論では、反乱軍や擬似国家といった言葉を使用することの妥当性や、本発表の仮説である政治的な支持の追求以外にもある条件の扱い方について質問がなされた。

中村長史会員は、国連の紛争対応に課題が山積している現在、アフリカ自身が域内の紛争対応に果たし得る役割を理論的に検討する必要がある。この点につき、アフリカの地域機構等は、紛争国との利害関係の強さゆえ、国連が抱える「意思の欠如」という問題は克服し得る。しかし、政府間機構である以上、「国家からの自立性」と「国家への拘束力」のトレード・オフからは逃れ難く「意思と帰結の乖離」という問題の克服は原理的に難しい。討論では、アフリカでは、報告が対象としたような内戦への対応のみならず、テロに対する殲滅作戦が増加している。この変化も踏まえて分析してはどうかという建設的な指摘があった。

いずれの報告も、近年のリベラル国際秩序は終焉したか、との議論に対して、アフリカの

内側から主体的に問いを投げかけていることを実証する優れた報告であった。

(文責：庄司真理子)

共通論題 1 グローバル・ガバナンス最前線—グローバル・ガバナンスとパワー・ポリティックスの再考：拡大する安全保障化の領域

- ・ 司会：渡邊啓貴（帝京大学）
- ・ 報告：山田哲也（南山大学）
「国際法・国際機構論からみたグローバル・ガバナンス論」
- ・ 報告：青野利彦（一橋大学）
「同盟とグローバル・ガバナンス：冷戦期と冷戦後の NATO を事例として」
- ・ 報告：岡部みどり（上智大学）
「人の国際移動をめぐるガバナンス：多層性の再検討」
- ・ 討論：坂井一成（神戸大学）
- ・ 討論：渡邊啓貴（帝京大学）

パワー・トランジションと呼ばれる国際事情の変化の中で、グローバル・ガバナンス論の新たな段階を理論とケースの両方のアプローチから模索した。

山田哲也（南山大学）会員は「国際法・国際機構論からみたグローバル・ガバナンス論：安全保障分野を中心に」と題して、国際法が「主権国家間の法」という立場から、Weiss の議論を借りて、国連を加盟国による「第一の国連」、事務局（官僚機構）を中心とする「第二の国連」、NGO など多様なアクターによる「第三の国連」と分類・整理し、冷戦終結後には「第一の国連」においても大国間の協調が実現するようになっており、安全保障レジームの強化・ガバナンス体制の出現も一部見られ、「第三の国連」の可能性にも期待できるようになってきた。この領域が非国家主体を含む「非権力的な」国際協力を推進するグローバルガバナンス論の射程と言える。しかし近年「米国一極主義」にみられる大国主義復活の傾向もあり、ガバナンス論の動揺は否定できない、と山田会員は指摘した。

青野利彦（一橋大学）氏は「同盟とグローバル・ガバナンス—冷戦期と冷戦後の NATO を事例として」と題した報告で、同盟とグローバル・ガバナンス（GG）の関係を考察した。GG がアクターの多様性（主権国家だけでなく）や国境を越えたグローバルなイシューであることを特徴とするならば、主権国家を主体として、軍事領域を中心とする同盟は、GG 概念との関連性が非常に弱い領域である。しかし 20 世紀以降兵器の強度・兵站の発達・核兵器の登場によって、東西冷戦はグローバルイシューへと変容した。その意味では「国際紛争の管理・対応手段」として同盟をとらえるならば、冷戦期および冷戦後に至る歴史の中で、同盟は広義の GG の機能の一翼を担ってくるようになったと考えることができる。冷戦初期に防衛同盟として形成された NATO（北大西洋条約機構）は、冷戦後は中・東欧諸国間の危機管理に人道主義支援を名目として介入するようになったが、その領域は GG の重要イ

シューの範囲と重なる。軍事同盟である NATO は GG の課題解決に関与しているとみられ、グローバルな国際紛争への対応手段・管理手段としての同盟という新たな視点でとらえることができる。

岡部みどり（上智大学）会員は「人の国際移動のガバナンス—多層性の再検討」という報告で、人の送出国、経由国、そして受け入れ国との国際連携は、多様なアクターによる複数の公式、非公式のルール形成やその実践を包含するグローバル・ガバナンス（＝グローバル・マイグレーション・ガバナンス:GMG）であるという立場から、複数のレジームの並存による「多層性」の意義に焦点を当てた。

とくに「庇護レジーム」と「人道支援起源レジーム」という対立概念として位置づけられる両レジームの錯綜を論点として議論した。前者は国家と個人との行政関係を示す行為（究極的には国家の個人に対する一方的な権限行使）ということができる。その例外とみられる「パスポートレジーム」もその範囲にあるし、「庇護レジーム」もその延長線上だ。他方で後者は亡命擁護から人の国際移動促進要因とみられている。同報告は両者の比較を検討とした。

これらの報告に対して、討論者坂井一成（神戸大学）会員から、欧州移民の例を取り上げつつ、難民レジームの現状やグローバル・ガバナンスの有効な射程範囲をめぐる所見と質問が出された。いずれも本テーマにふさわしいグローバル・ガバナンスとパワー・ポリティックスの交錯する現状をそれぞれの領域から議論した興味深い報告であり、意見も多く出されて、議論は大いに盛り上がった。

（文責：渡邊啓貴）

部会5 海洋ガバナンスの現在

- ・ 報告: 飯田将史(防衛研究所)「中国の海洋戦略とその海洋ガバナンスへの影響」
- ・ 報告: 小林正英(尚美学園大学)「海洋ガバナンス—EU 海洋安全保障」
- ・ 報告: 樋口恵佳(東北公益文科大学)「国連の海洋ガバナンスに関する政策目標が国際海洋法の発展に与える影響について—国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)における協定作成の議論を参考として」
- ・ 討論: 瀬田真(横浜市立大学)
- ・ 司会: 土屋大洋(慶應義塾大学)

東シナ海、南シナ海はいうまでもなく、太平洋、インド洋、北極海など、世界の海でガバナンスが問われるようになってきている。本セッションでは海洋ガバナンスをめぐる国際政治と国際法の対話が試みられた。

飯田将史氏による第一報告は、中国からの視点から見た海洋ガバナンスを示した。中国の

習近平政権は、中国にとって利益となるようなグローバル・ガバナンスの「改革」を目指しているという。中国は、米国との関係ではウィン・ウィンの新型国際関係を謳いながら、他方では新興市場国と発展途上国を代表した発言権強化も目指している。そして、海洋への軍事的進出を図り、海外利益の確保に努めるとともに、可変的で拡張性のある「失われた領土」という言葉を用いて現状変更勢力としての姿勢を強めている。

それに対し、第二報告の小林正英会員は、欧州連合（EU）は現状維持勢力としての側面が強いと指摘する。2014年7月にEUは海洋安全保障戦略を出しており、そこではインド洋や地中海の経験に基づき、グローバルな海洋安全保障に貢献するとしている。実際、EUはソマリア沖の海賊対策では成果をあげ、地中海の不法移民対策でも一応の成果をあげることができた。しかし、南シナ海領有権問題やウクライナのケルチ海峡問題での成果は限定的であり、ロシアへの対応と中国への対応にも差が見られると指摘した。

第三報告の樋口恵佳会員は、国際法の視点から国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）における協定作成をめぐる議論を取り上げた。1994年に発効した国連海洋法条約の意義を否定する国はないものの、海洋ガバナンスの基盤としてはいまだ不十分である。BBNJをめぐる協定作りは、そうした海洋ガバナンスを補完する可能性を秘めているが、ここでも、先進国グループと発展途上国グループの対立が見られる。樋口会員は、政策目標が国際法規範の変更や発展に対して一定の機能を有するのではないかと論じた。

瀬田真氏からそれぞれの報告者および全体に対して質問が投げかけられた後、フロアからも多くの質問が出され、大変活発な議論が行われた。同じ言葉でも国によって解釈が異なっていたり、ルールを自国にとって都合よく使おうとする場合があったりするなど、海洋ガバナンスの課題が浮き彫りになる有意義なセッションとなった。

（文責：土屋大洋）

部会 6「核不拡散ガバナンスの現在」

- ・ 報告：中戸祐夫（立命館大学）「北朝鮮の核戦略と朝鮮半島の非核化」
- ・ 報告：戸崎洋史（日本国際問題研究所）「核軍備管理・不拡散アーキテクチャの変容と課題」
- ・ 報告：足立研幾（立命館大学）「核不拡散ガバナンスの行方—規範の観点から」
- ・ 討論：西田竜也（東海大学）
- ・ 司会：大矢根聡（同志社大学）

本部会では、核不拡散ガバナンスが動揺している現状を踏まえて、その様相と展望を多角的に検討した。報告は、中戸祐夫（立命館大学）による「北朝鮮の核戦略と朝鮮半島の非核化」、戸崎洋史（日本国際問題研究所）の「核軍備管理・不拡散アーキテクチャの変容と課題」、足立研幾（立命館大学）の「核不拡散ガバナンスの行方—規範の観点から—」であり、討論者を西田竜也（東海大学）が務め、司会を大矢根聡（同志社大学）が担当した。

中戸報告は北朝鮮の核政策に関して、同国の状況認識に着目し、朝鮮半島の非核化に関してアメリカと合意した要因を考察した。報告では、国際システム・レベルの米朝対立のもとで、北朝鮮が核兵器国となり、その立場に基づいて経済建設へと戦略的重点を移したという仮説を提起した。その上で、北朝鮮の非核化は戦術的变化にすぎない、あるいは国際的圧力のもとで対話路線に転換したという対抗仮説を検討し、上記の仮説の論証を試みた。

戸崎報告と足立報告は、核不拡散ガバナンスのあり方を歴史的・空間的に概観し、その中で現状の位相を論じた。その際に戸崎はパワーの要素を重視し、足立は規範の態様に着目した。戸崎は、冷戦期には二極構造のもとで MAD や核不拡散が安定化したが、冷戦終結後にパワー・バランスが変動した点を強調した。大国間関係が複雑化し、複数の国と非国家主体が核技術の取得可能性を強め、他方で市民社会が異議申し立てを示したのである。こうして多様な課題に直面し、核不拡散のアーキテクチャは部分的に機能不全を起こし、変容の可能性と不透明性を示していると論じた。

足立は、核兵器をめぐる軍縮、国際管理などの規範が競合する中で、なぜ不拡散規範が支配的になり、これに基づくガバナンスが形成、発展、変容したのかを分析した。その際、各主体の規範支持理由、制度、それを間接的に支える要素などに着目した。分析を通じて、冷戦終結後に複数の国が規範から逸脱し、また非国家主体による核拡散の脅威や米印原子力協定の成立など、規範支持の相対的低下が顕在化したとし、多様な現象の規範的含意を明確化した。

報告に対して、討論者が実態論的な議論と論点を提起し、司会者が理論上の原理的問題を問うとともに、フロアからも多様な質問があり、活発な議論が展開した。

(文責：大矢根 聡)

部会 7 権威主義体制国家による「国際協力」とグローバル秩序の揺らぎ

- ・ 報告:本多倫彬(キャノングローバル戦略研究所):「変わりゆく国際協力からみる国際秩序」
- ・ 報告:小林周(日本エネルギー経済研究所):「中東諸国のアフリカにおける『国際協力』と変化する地域安全保障—『カタール危機』以降の動向に焦点を当てて」
- ・ 報告:栗田真広(防衛研究所):「権威主義体制国家による国際協力の含意と限界—中国・パキスタン経済回廊をケースとして」
- ・ 報告:山崎周(青山学院大学):「中国の特色あるリベラルな国際秩序?—中国による「人権」外交から見る国際協力への含意」
- ・ 討論:中内政貴(大阪大学)
- ・ 司会:宮下大夢(サレジオ高専)

21 世紀の国際社会では権威主義体制国家のプレゼンスが高まっており、一般にリベラルな価値に基づく国際秩序に対する挑戦または脅威と認識されている。本部会では、国際秩序

を下支えする装置としての「国際協力」に焦点が当てられた。権威主義諸国は、どのような意図で、いかなる「国際協力」を行い、受け手側はどう受け止めているのか。そして、それは既存の国際秩序にどのような影響を及ぼし得るのか。これらの問題についての検討が行われた。

本多会員の報告では、「国際協力」から国際秩序を捉える視点が提示された。西側諸国は人権やグッドガバナンスといったリベラルな価値に基づいて国際協力を実施してきた。「国際協力」をこのように捉えた上で、こうした枠組みに入らない権威主義諸国による開発途上国への様々な関与を捉え直す視点が提示された。

栗田会員の報告では、「一带一路」構想の象徴的な事例である中国・パキスタン経済回廊（CPEC）についての検討がなされた。経済協力を通じ経済的利益の確保を意図した中国の動きは、パキスタンの民主的プロセスに悪影響を与えていることや、中国が重視してきた内政不干渉モデルに疑問符をつけるものであることなどが指摘された。

小林会員の報告では、中東諸国がアフリカで実施する「国際協力」について、被援助国の反応にも着目しながら俯瞰的な検討がなされた。トルコ、カタール、サウジアラビア、UAEのような地域大国は開発援助を通じて自国の戦略をアフリカ等で実現しようとしているが、そうした動きを踏まえた受け手側の行動もあり、地域秩序が変化しつつあることが指摘された。

山崎会員の報告では、中国の示すグローバル・ガバナンスの理念である「人類運命共同体」について、「人権」外交に注目して検討がなされた。「人権」外交を加速させているように、中国は必ずしもリベラルな枠組みそのものに挑戦しているとはいえない。しかし、中国が主張する「人権」が他国に共有される理念となることは現時点では困難であるとの指摘がなされた。

討論者の中内会員は、「国際協力」の精緻化の必要性を指摘した上で、伝統的ドナー、権威主義体制国家、被援助国の3つのアクターの相互関係に着目して、「『国際協力』というレンズを通して、価値・規範や権威主義体制国家について明らかにできることは何か」という本部会のテーマの根幹に関わる問題が提起された。フロアからは数多くのコメントや質問が寄せられ、報告者からそれぞれ回答がなされた。具体的には、新興ドナーや権威主義国の範囲について、たとえばDACとの協調にも幅があることを考慮する必要性や、リベラルな国際秩序が挑戦を受けつつ持続してきた歴史の評価の重要性などの指摘がなされた。また、「国際協力」を通じてみえる現代世界の国家の位相について議論がなされた。本部会には、40名前後の会員が参加し、活発な議論が行われた。

(文責：宮下大夢)

**共通論題2 グローバル・ガバナンス最前線—グローバル・ガバナンスとパワー・ポリティックスの
再考:ガバナンス論の多様化(16:00—18:00)**

- ・ 報告:大矢根聡(同志社大学):「『理論の終焉』期のグローバル・ガバナンス分析:理論的文脈と歴史的な文脈からの再考」
- ・ 報告:松村尚子(神戸大学):「貿易とグローバル・ガバナンス:WTO 仲裁と世論」
- ・ 報告者:秋山信将(一橋大学):「核とグローバル・ガバナンス:核『による』ガバナンスと核『の』ガバナンス」
- ・ 討論者:太田宏(早稲田大学)
- ・ 司会:菅英輝(京都外国語大学)

大矢根会員は、(1) 国際関係の理論の「終焉」論が、何の、どのような終わりを意味しているのか、その日本における国際関係研究にとっての含意、(2) 「理論終焉」論がグローバル・ガバナンス論の位相に及ぼす影響、(3) 「冷戦後プロジェクト」としてのグローバル・ガバナンス論の歴史的な文脈からの考察を通じて、何が終わり、何が終わっていないのかを明らかにすると同時に、国際制度・規範の増大や大国間政治の復活に伴う国際制度の動揺といった「脱・冷戦後」の状況を踏まえて、グローバル・ガバナンス論の新展開を展望する報告を行った。

松村報告は、世界貿易機関(WTO)の貿易紛争の仲裁制度を事例に、(1) 仲裁案件に関するメディアの報道傾向を分析し、自国が他国を訴える場合よりも訴えられた場合に、報道数が増加する(ネガティブ・バイアス)こと、(2) 市民のWTO仲裁への支持は自国に不利な裁定の場合、支持が低下することを検証し、(3) 市民の支持はメディア報道によって大きく影響されると論じた。

秋山報告は、国際政治における(1) 権力構造、(2) 制度(核不拡散レジーム)、(3) 市場の相互作用の動的な態様を考察した。(1)と(2)の関係では、核保有国にとっての権力構造維持と非核保有国にとっての核不拡散の利益・平和利用の便益がレジームの形成・維持に影響し、(2)と(3)の関係では、レジームによる市場での技術移転の規制および市場構造の変化を通じた規制制度の変容が認められ、(1)と(3)の関係では、市場での優位性が、核不拡散レジームにおける規制をめぐる政治において重要な意味を持つと述べ、核をめぐるガバナンスの全体像を浮き彫りにした。

討論者の太田氏は、大矢根報告に関連して、ヤングやコヘイン等に由来する「合理主義の文脈」は、60年代末までは国際関係の主流の考えであったが、ニクソン・ショックで動揺し、それ以降、コヘインの「アフター・ヘゲモニー」後の制度論へと展開、アイケンベリーの「グランド・バーゲン」論が登場するようになったと整理したうえで、「非アメリカ的・欧州秩序観の文脈」の時代背景として、中国のWTO加盟後の国際政治構造の変容、非国家的アクターの増大とグローバル化、EU拡大などにより、米国のIR論が疑問視されるようになったとコメントした。その他、90年代のWTOの普遍化(クラブ財から公共財に変容)、貿易紛争の複雑化とそれに伴う交渉の難しさ、欧米支配の弱体化といった現象を指摘した。

松村報告に関しては、優れた報告であると評価したうえで、『ニューヨーク・タイムズ』と『朝日新聞』を考察の対象とし、TVやSNSを含めていないこと、中露を除外していること、定量分析中心で内容分析が十分ではない点など、方法論上のさらなる改善に期待するとコメントした。また、『ニューヨーク・タイムズ』の報道にはネガティブ・バイアスがあるのに、『朝日新聞』はそれがない理由はなにかと問うた。

秋山報告に対しては、冷戦構造の崩壊、米国のABM離脱など、核抑止力によるガバナンスが低下しているのではないか、テロリストやならず者国家による核兵器使用の脅威の増大などが、キッシンジャーらの核廃絶論の登場の背景にあるのではないか、核兵器禁止条約をどう評価したらよいか、とコメントした。

大矢根会員は、インパクト・ファクター誌（米国）が減少しているとして、米国の理論の影響の後退がみられること、全体理論の展開が難しくなっていると回答した。松村氏は、外交、国際関係、国際機構に関する市民の知識は不足しており、メディアや新聞に情報を依存しているので、新聞報道を対象にした定量分析は一定の意味がある、中露の場合、権力の集中、情報規制があるので、取り上げにくかったと述べた。秋山氏は、核の役割、影響力は低下しているとしたうえで、米ソ二極構造はもともとフィクションという側面があった、米ソの核管理レジームが崩壊した背景には、米国の力の後退や中国の核戦力の増強などで権力構造の規定要因が変容したことによる、また、テロは権力の構造的変容を促すほどの力はないと回答した。核兵器禁止条約の評価については、核保有国が参加するインセンティブがなく、秩序を規定する要素としては未知数であると述べた。

3名の報告はいずれも非常に啓発的であり、討論者の的確なコメントも手伝って、充実した部会となった。

（文責 菅 英輝）

国際交流事業

ハンス・クンドナニ氏（英王立国際問題研究所）を招請し、

シンポジウム開催

本学会は国際交流事業の一環として、英王立国際問題研究所（チャタムハウス）の上級研究員、ハンス・クンドナニ氏を招請し、国際パブリック・レクチャーとシンポジウムを名古屋大学（2019年12月4日）と早稲田大学（同月5日）において両大学と共催いたしました。

早稲田大学では、同大学 EU 研究所（福田耕治所長）との共催で、シンポジウム「ブレグジット後のヨーロッパの行方」を開催し、本学会の渡邊啓貴会長（帝京大学）、福田耕治副会長、中村登志哉理事・事務局長（名古屋大学）が討論者を務めました。研究者や外務省関係者、マスコミ関係者、院生や学部生ら約 180 名が詰めかけ満席となる中、クンドナニ氏は、トランプ政権発足後の米欧関係が変容し、とりわけ安全保障分野においては、北大西洋条約機構(NATO)を軸とする集団防衛から、東アジアのようなハブ・アンド・スポーク型に近付きつつあるという分析を示しました。この講演に関して、渡邊会長、福田副会長、中村事務局長が米欧関係、欧州連合（EU）、独仏関係などの観点からコメントしたのをはじめ、会場から外務省 OB のシンクタンク代表や有力ジャーナリスト、早稲田学部生の皆さんが流暢な英語で質問を浴びせ、同氏は丁寧に回答していました。シンポジウム後は同大学キャンパス内のカフェで懇親会を開催し、本学会関係者との交流を深めました。

他方、名古屋大学では「Paradox of German Power - Implications for Japan」と題した講義を同大学グローバルメディア研究センター（中村登志哉研究センター長）と共催し、同大学や近隣大学の研究者や院生ら約 60 名が出席、クンドナニ氏は、統一ドイツが欧州一の大国になり、経済力を使って政治目標の実現を図る地経学的な「準覇権国家」となったとの見方を示しました。この見方については、既に 5 カ国語に翻訳され、日本語版もこのたび出版されるなど、世界的に読まれている同氏の著書『ドイツ・パワーの逆説』（日本語版、2019年）で論じられています。その主張をめぐり、例えば、ドイツと日本はシビリアンパワーとして論じられることが多いが、日本との比較ではどう考えるかなどと、研究者や院生との間で、院ゼミのような、打ち解けながらも学術的に真摯な議論が交わされました。

クンドナニ氏は滞在中、本学会関係者や研究者との学術交流だけでなく、外務省や財務省関係者とも意見交換したほか、上記シンポジウム後に読売新聞のインタビューに応じ、その内容が同紙 2020 年 1 月 10 日付朝刊に大きく掲載されるなど、社会貢献としても大変意義ある招請事業となりました。

理事会議事録

グローバル・ガバナンス学会第31回理事会議事録

日時：2019年4月13日(土)15時00分より17時30分

場所：同志社大学今出川キャンパス良心館RY446教室

出席：理事10名、監事1名、顧問3名、第12回研究大会実行委員長1名、事務局幹事1名

委任欠席：理事5名、監事1名（理事委任）

【審議事項】

1) 入会申請者

事務局長より、新入会員希望者7名の報告があり、審議の結果、了承された。

2) 退会申請者

事務局長より、退会申請者2名の報告があり、審議の結果、了承された。

3) 第12回研究大会の概要案

スケジュール、プログラム案、ポスタープレゼンテーションの発表者および同進行案が審議され、承認された。同ポスタープレゼンテーション審査員が決定された。

研究大会の準備状況について、研究大会実行委員長より報告があった。

4) 共通論題について

研究大会の共通論題について、渡邊会長より諸案が示され、早急に決定のうえ、プログラム掲載内容を作成し、HPの掲載および会員に周知することが確認された。

5) 次回理事会の日程

研究大会初日の5月11日の15時40分、会場がE410で開催することが決定された。

6) その他

2018年度の会計報告および2019年度予算案が審議され、了承された。

【報告事項】

1) 各委員会の報告

総括、編集、ニュース・レター担当理事および事務局より報告がなされた。

グローバル・ガバナンス学会第32回理事会議事録

日時：2019年5月11日(土)15時40分より16時00分

場所：神戸大学国際文化科学研究科E棟E410

出席：理事13名、監事2名、顧問3名、第12回研究大会実行委員長1名、事務局幹事1名

委任欠席：理事2名(無記名、理事委任)

【審議事項】

1) 入会申請者

事務局長より、新入会員希望者3名の報告があり、審議の結果、了承された。

【報告事項】

1) 学会創設5周年記念事業会計報告案

学会創設5周年記念事業の会計報告案に関し、監査を受けたことが報告された。

2) 研究大会開催状況報告

大会実行委員長より、研究大会が順調に実施されていることが報告された。

3) 各委員会報告

副会長、ニュース・レター担当理事、学会制度整備担当理事より報告がなされた。さらに、国際交流および編集担当理事が各担務について総会で説明することが確認された。

4) ポスター・セッションについて

研究大会のポスター・セッションの審査結果が発表された。

5) 次回理事会・研究会日程

次回理事会・研究大会の日程が報告された。

グローバル・ガバナンス学会第33回理事会議事録

日時：2019年11月9日(土)15時10分より17時05分

場所：名古屋大学情報学部（全学教育北）棟215 会議室

出席：理事7名、監事1名、顧問1名、事務局幹事1名

委任欠席：理事8名、監事1名、顧問2名(無記名、理事委任)

【審議事項】

1) 入会申請者および退会申請者

事務局長より、新入会員希望者3名および退会申請者1名の報告があり、審議の結果、了承された。

2) 第13回研究大会案

第13回研究大会は5月30、31日を候補日とし、開催候補に挙がっている3校（東北公益文化大学、帝京大学、敬愛大学）について、施設が利用可能かどうかを打診することになった。企画委員会の企画公募案は審議の上、基本的に了承し、開催校が決定次第、公募することになった。

3) 学会誌の出版社について

これまでの経緯を踏まえ、渡邊会長は学会誌の次号発行の出版社として、芦書房の見積書を提示し、審議のうえ了承された。

4) 次回理事会の日程

次回理事会・研究会は2020年1月11日（土）とし、会場については、渡邊会長と事務局で

11月中旬に調整し、ご連絡することになった。

【報告事項】

1) 小尾（会計）

第12回研究大会の収支報告、並びに現在の残高が報告された。

2) 松井（副会長）

本日の研究会開催、並びに来年1月の理事会の際に研究会を開催することが報告された。

3) 足立（国際交流）

学会共催イベントとして、チャタムハウス上級研究員のハンス・クンドナニ氏の講演会を早稲田大学と名古屋大学で開催する。これに関連して、渡邊会長より、グローバル・フォーラムとの共催で、欧州政策パネル「混沌の「英EU離脱問題」」を開催することが報告された。

グローバル・ガバナンス学会第34回理事会議事録

日時：2020年1月11日(土)15時05分より17時30分

場所：帝京大学八王子キャンパスS67会議室

出席：理事10名、監事1名、顧問1名、事務局幹事1名

委任欠席：理事5名、監事1名、顧問2名

【審議・報告事項】

1) 入会申請者および退会申請者

事務局長より、新入会員希望者3名の報告があり、審議の結果、了承された。

2) 第13回研究大会案

渡邊会長、企画委員会、事務局より、第13回研究大会の日程を5月16（土）・17日

（日）、プログラム案、タイムスロット案、部会募集の申込締切を2月16日とする案が示され、審議の結果承認された。

3) 次回理事会の日程

次回理事会の日程（2020年2月29日（土））および次々回理事会の日程（2020年4月11日（土））が提案され、審議の結果、承認された。

4) その他

・次期体制選出の手続きについて、渡邊会長が宮脇理事に状況を確認し、打ち合わせる事になった。

・会費未納者について、今後は未納年度の学会誌を送付しないこと、および、研究大会での報告資格を失うことが提案され、審議の結果、承認された。

グローバル・ガバナンス学会第35回理事会(メール審議)議事録

日時：2020年2月29日(土)

場所：メール審議

【審議事項】

1) 第13回研究大会案

企画委員会、事務局より第13回研究大会のプログラム案が示され、審議の結果承認された。新型コロナウイルスの感染状況および開催校の帝京大学の方針も踏まえ、研究大会の開催の可否について、渡邊会長及び事務局において第36回理事会までに検討することが説明された。

2) 次回理事会の日程

次回理事会は2020年4月11日（土）を予定しているが、新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、理事会を実際に開催するか、オンライン会議やメール審議にするかを3月下旬までに会長が判断する。

グローバル・ガバナンス学会第36回理事会(メール審議)議事録

日時：2020年4月9日（木）-11日(土)

場所：メール審議

(敬称略)

参加者：理事15名、監事2名、顧問3名

【審議事項】

1. 入退会申請者

中村事務局長より、新入会員希望者4名、退会希望者2名の報告があり、審議の結果、了承された。

2. 第13回研究大会プログラム案

大会開催日程が決まり次第、企画委員会提案を基本的に尊重しつつ速やかに対応する旨が説明・提案され、審議の結果、承認された。

3. 2019年度会計報告案及び2020年度予算案

2019年度会計報告案及び2020年度予算案を監査に回すことについて承認された。

4. 長期未納者への対応の件（添付資料6）

長期未納者に対する対応については、今回から学会誌を送付しない形で、督促をして未納会費の支払いと自発的な判断を促したい。

5. 学会誌販売委託契約の件（添付資料7）

第6号の制作・出版をお願いした芦書房（東京）との間での販売委託契約書締結が提案され、審議の結果、承認された。

6. 推薦委員会の件

推薦委員会の審議により選出された次期理事候補案は、諸般の事情により、次回理事会で提示することが承認された。

7. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う理事任期及び次期理事会日程

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、現状の運営体制・役員を当面継続し、研究大会・総会の開催は状況を見て判断し、速やかに決定すること、および、次回理事会は、6月上旬（6月6-7日）をめどに開催することが、審議の結果、承認された。

8. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学会誌の海外発送の件

新型コロナウイルスの感染拡大などに伴い、学会誌を送付できない海外在住の一部会員への対応について、本人と関係者の了解を得て、入会推薦者など国内関係者への送付、事務局での保管などが提案され、審議の結果承認された。

【報告事項】

1. 各委員報告

編集委員会およびニューズレター担当理事より報告がなされた。

グローバル・ガバナンス学会第37回理事会議事録

日時：2020年6月6日（木）15:00-17:00

場所：オンライン会議

(敬称略)

出席者：理事15名、監事2名、顧問3名、事務局幹事1名

【審議事項】

1. 入退会申請者

事務局長より、新入会員希望者1名の報告があり、審議の結果、承認された。

2. 2019年度会計報告案及び2020年度予算案

2019年度会計報告案及び監査結果が報告され、審議の結果、承認された。また、2020年度予算案は審議の結果、承認された。

3. 第13回研究大会

2020年11月14-15日に帝京大学八王子キャンパスで開催(通常開催が困難な場合はオンライン開催)することが渡邊会長から説明・提案され、審議の結果、承認された。

4. 推薦委員会審議報告

総括理事の福田副会長より、推薦委員会の審議結果として、次期理事候補に16名を推薦するとの報告があった。理事会として承認し、総会で諮ることとなった。

5. 総会日程

渡邊会長より、第13回研究大会の延期に併せて延期されていた第9回総会を7月4日(土)15-16時にオンラインで開催することが提案され、審議の結果、承認された。

6. その他

編集委員より、学会誌第7号について、原稿募集の案内を出すことが提案され、承認された。

【報告事項】

1. 各委員会報告

総会前最後の理事会として各理事よりご報告があり、ニュース・レターの刊行が大変遅れているが、急ぎ刊行に向けて動きたい、渉外担当理事からは諸般の事情により動くことができなかった旨のご発言があった。大矢根顧問からは、学会誌論文をJ-Stageに入れることを検討すべきである旨のご発言があり、新旧編集委員会の先生方による検討を大矢根先生がサポートすることとなった。

グローバル・ガバナンス学会第 38 回理事会 議事録

- 日時：8月8日（土）16:00～18:20
- 会場：オンライン（zoom）開催
- 出席：理事 15 名、監事 2 名、顧問 2 名

【報告事項】

・編集委員会の宮脇理事から、7月末で11本の論文投稿申請があったとの報告があった。

【審議事項】

1. 新入会員について

・事務局長より、新入会員希望者6名の報告があり、審議の結果、了承された。

2. 委員の追加について

・宮脇理事より、編集委員2名の補充に関する提案があり、審議の結果、了承された。

・松村理事より、企画委員2名の補充についての提案があり（うち1名は2020年度研究大会ポスターセッション担当）、審議の結果、了承された。

3. 研究大会プログラムについて

・福田会長、渡邊理事、企画委員会、事務局より、第13回研究大会（zoom開催）は、総会・ポスターセッションもオンライン開催する案が示され、審議の結果、承認された。

4. 研究大会の開催方法について

・福田会長、渡邊理事、企画委員会、事務局より、第13回研究大会（zoom開催）は、①学会としてzoomアカウントをふたつ取得すること、②司会者の進行支援として、共同ホストおよびサポート要員（大学院生等）を置くことが示され、審議の結果、承認された。

5. その他（一般公開について）

・中村理事より、研究大会での共通論題を社会貢献の一環として一般公開することについての提案があり、審議の結果、①今回は限定で公開すること、②公開方法については、企画委員会と大会実行委員会で詰めること、③参加費は取らないことが了承された。